

筑波技術大学における教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針

平成20年9月26日
学 長 裁 定

- 1 教員の個人評価の結果は、本学及び部局等の教育研究等の改善に役立てるとともに、教員個人の処遇に反映させるため活用する。
- 2 教員個人への処遇については、総合評価で「評価の高い教員」、「問題のある教員」に対し、適切な措置を講ずるものとし、評価結果による序列化は行わない。
- 3 「評価の高い教員」に対しては、その活動の一層の向上を促すため、給与上の措置（就業規則に基づく特別昇給等）等を講ずる。
- 4 「問題のある教員」に対しては、部局の長等が必要により活動の改善についての適切な指導及び助言を行う。
- 5 問題があり改善を要するとされた教員で、次期評価時においても「問題のある教員」と評価された場合は、状況等に応じて給与上の措置（就業規則に基づく昇給延伸等）又は身分上の措置（就業規則に基づく配置換、降格、解雇等）を講ずることがある。
- 6 前項の措置を講ずる場合は、学長が当該部局の長等からの申し出により「調査委員会」を設置し、その調査に基づき必要に応じて教育研究評議会の下に「審議委員会」を設置して、措置の検討を行わなければならない。
- 7 学長は、5項の措置を講ずる必要が生じた部局の長等の監督責任に対し、必要により注意を与える。